

会員事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長  
( 公 印 省 略 )

## 一般貨物自動車運送事業者による受付日時等の掲示の方法について

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、特定の場所において書面で掲示されていた事項のインターネットによる閲覧等を可能とし、利用者利便の向上を図る法改正がありました。

今回の法改正では、一般貨物自動車運送事業が店頭で掲示する必要事項について、貨物自動車運送事業法施行規則第12条で定める事項（運賃及び料金（個人を対象とするものに限る）、運送約款等）を、国土交通省令で定める場合を除き、インターネットのウェブサイトへ掲載することとされています。第13条の2では、国土交通省令で定める「除かれる」場合として、「常時使用する従業員の数が二十人以下である場合」または「自ら管理するウェブサイトを有していない場合」と規定しています。

また、標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第210号）により、国土交通大臣が公示している標準運送約款等について、本年3月に改正を行い同6月から施行されました。

当該改正を踏まえ、国土交通大臣が公示している以下の標準運送約款については、以下の事項について店頭に掲示し、又は自社のウェブサイトに掲載することとなりました。

対象となる事業者におかれましては、下記事項をウェブサイト（ホームページ）へ掲載していただきますようお願い申し上げます。

### 記

1. 標準貨物自動車運送約款においては、受付日時、運賃・料金（個人を対象とするものに限る）、保険料率
2. 標準宅配便運送約款においては、受付日時、運賃等及びその適用方法
3. 標準引越運送約款においては、受付日時、運賃及び料金並びにその適用方法
4. 標準貨物自動車特定信書便運送約款においては、受付日時、信書便物の大きさ及び重量の制限、料金、提供区域

※常時使用する従業員の数が20人以下の事業者であってもウェブサイトを保有している場合にはウェブサイト上での掲載が推奨されております。

以上

〈お問合せ先〉(公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 TEL：098-863-0280